本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八八号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二一年法律第四四号）の一部の施行期日は、平成二一年八月一日とすることとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第一八九号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　防衛参事官の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（目次及び第二条～第五条関係）

2　防衛会議の新設に伴い、大臣官房及び防衛政策局並びに企画評価課及び防衛政策課の所掌事務として、防衛会議の庶務に関する事務を追加することとした。（第五条、第六条、第一三条の二及び第一六条関係）

3　国際的な渉外業務を大臣官房及び秘書課から防衛政策局及び防衛政策課に移管することとした。（第六条、第一二条、第一三条及び第一六条関係）

4　防衛政策局の次長の人数を一人から二人に増員することとした。（第一〇条の二関係）

5　大臣官房審議官の人数を五人から七人に増員し、うち一人は、平成二四年三月三一日まで置かれるものとすることとした。（第一〇条の三及び附則第四項関係）

6　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊情報保全隊を置くとともに、同隊の組織及び編成に関し必要な事項を定めることとした。（第三〇条の一二～第三〇条の一五関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　防衛参事官の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第三条及び別表第三関係）

2　自衛官の勤務延長期間が通算三年まで伸長されることに伴い、若年定年退職者給付金について、勤務延長期間に応じた調整方法を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第二三条及び第二四条の三関係）

3　自衛隊情報保全隊司令について、俸給の特別調整額の支給の対象とし、その種別を一種とすることとした。（別表第三関係）

四　関係政令の規定の整理関係

勤務延長の期間の伸長に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。

五　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二一年八月一日）から施行することとした。

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月二十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百八十八号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年八月一日とする。

総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介
防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　麻生　太郎

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月二十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百八十九号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第三項及び第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項、第十一条の三第一項及び第二十七条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　防衛参事官（第二条）」を「第二章　内部部局（第二条）」に、「第三章　内部部局」を「第三章」に、「第四章」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に、「第七章」を「第六章」に、「第八章」を「第七章」に改める。

第二章を削る。

第四条を削り、第三章第一節中第三条を第二条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三条及び第四条　削除

第五条第三号中「、法」を「、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号。以下「法」という。）」に改め、同条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　防衛会議の庶務に関すること（防衛政策局の所掌に属するものを除く。）。

第六条に次の二号を加える。

七　国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関すること。

八　防衛会議の庶務に関すること（前各号に掲げる事務に係るものに限る。）。